

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 81

編集委員 渡辺秀樹

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

⑧



岐阜県中津川市議選に再選出馬した小池公夫(右)。声が出ないため、長男桂(左)と長女木綿子(中央)が主張を代読した=2003年4月



代読発言を認めなかった中津川市議会が入る市役所庁舎=ことし5月中旬

朝、目が覚めて首に手を回してみると、喉に腫れている部分があるのが分かった。2002年8月、長野県に隣接する岐阜県中津川市の市議員だった小池公夫84。当時、62歳。病院で検査を受けると「下咽頭がん」の診断だった。下咽頭近くの声帯を含めて摘出しなさいと、余命6カ月と宣告され、考える余裕もなく手術を受けた。16時間に及ぶ手術後、「沈黙の世界」にたじっと目を開けている自分がいた。言葉が発することができない。口で息することもできない。喉には呼吸用に直径2センチほどの穴が開けられていた。退院して、電話がかかってくる来訪者があつたりしても応対できない。口のきけん者に議員なんかできるのか。心無い言葉も浴びせられた。小池は県立高校の社会科教員を36年務め、定年まで1年を残した1999年、中津川市議選に立候補。高校教職員組合の委員長だった関係で共産党から出馬要請があつた。当選し、4年の任期も終わりに近づき、声が出ないまま2期目を目指すか迷った。がん再発への不安もあった。だがこれまで「社会的弱者の代弁者」を自任してきた「障害のある人の声を市政に反映させていく」とが、障害を持つことになった自分にとって求められていることと再選出馬を決めた。

中津川市議代読裁判(上) 失った声 発言方法なぜ自分で決められないのか

03年3月、市議選前の最後の議会。小池は冒頭、議会の入院見舞いに対するお礼をするため壇上に立った。用意した文章を代読してもらおうことになっていた。ところが代読されないことになったと議長「なぜだ。そう言おうとしたが声は出ない。ほうぜんとその場に立ち尽くすしかなかった。みじめだった。「障害のある者としての屈辱感を実感した初めての日」として記憶した。この時から「代読」を巡って議会多数派との長い闘いが始まることになる。

翌月、市議選がスタートした。辻立ちする小池の横に長男の桂(56)、長女の本綿子(52)が並び、「安心・安全・希望のある街づくり」な小池の主張を代読して訴え、巡回する選挙カーでは本綿子や支援者がマイクを握り本人に代わって「小池をよろしくお願いします」と呼びかけた。

家族の懸命のサポートが共感を得たのか、前回選より順位を13上げ、25人中7位で再選を果たした。選挙後の最初の議会で小池は早速、第三者の代読による発言を求めた。しかし、保守系の最大会派を中心とする多数派は「発言は口頭が原則」「地方議会での前例がない」などと認めなかった。小池には、これまで市政に批判的な質問を続けてきたことへの嫌がらせと映った。

「前例がないなんて信用できない」。小池の家族は独自に調査を始めた。桂がインターネットを使い、障害のある議員がいる全国の議会をリストアップ。小池の妻のり子(83)はそれを基に電話やファックスで、議会がどのような補佐をしているか、問い合わせた。すると、04年当時、全ての議会が障害のある議員の要望に基づいて補佐する対応をしており、「代読」だけでも神奈川県鎌倉市議会、愛知県岡崎市議会、隣の蜷川村(現中津川市) 議会が認めていることが確認できた。

この調査結果は、後援会が集めた1万5千人の署名とともに陳情として議会に提出された。しかし議会運営委員会は「権利の主張が目につく」「自らの声が出るように努力を」となど依然、代読を認めなかった。一方で、静岡市議会の対応を例に音声交換機能付きのパソコンを使用すれば発言を認めると決めた。

静岡市には小池と同様に、がんで声帯を切除した議員がいた。のりが電話で本人に問い合わせたところ、パソコンに習熟しており、自らパソコン使用を要望したと妻の代読で答えた。

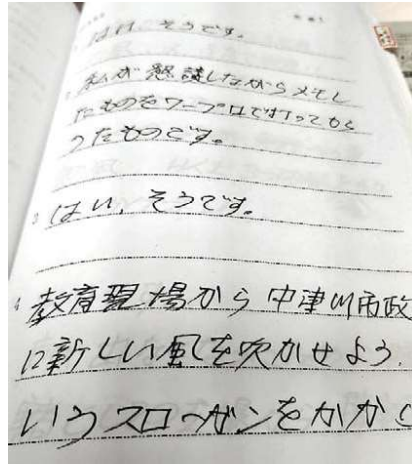
小池はこれまでパソコンに触ったことすらなく、当然要望もしていない。何より自分の思いを伝えるには、機械の作り出す音ではなく人間の肉声が望ましいと考えていた。

「私のものであるはずのコミュニケーションの方法をなぜ、私の意思とは無関係に一方的に制限されなければならないのか」小池の頭の中には、憲法13条から導き出される「自己決定権」が浮かんでいった。

〈日曜日掲載します〉(敬称略)



中津川市議代読裁判で原告代理人の弁護団長を務めた安藤友人＝5月中旬、岐阜市



裁判の本人尋問で小池が裁判所の用紙に書いた答え。裁判所書記官が代読した

中津川市議代読裁判(中)

障害者の自己決定権求め提訴

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

⑨

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 82

編集委員 渡辺秀樹

2002年に下咽頭がんの手術で声帯を失い、声が出せなくなった岐阜県中津川市議(当時)の小池公夫(84)。代読による議会発言を議会多数派に拒否され続け、法的な打開策がないか模索していた。頼ったのは弁護士安藤友人(73) 岐阜市。小池が岐阜県高校教職員組合委員長を務めていた時の知り合いである。

安藤は岐阜県弁護士会長や日弁連常務理事などを務めた重鎮。長野県の6人を含む90人が原告になった中部電力思想差別訴訟の原告代理人を務め、22年半かかって高裁和解に導いた経歴を持つ。

小池の相談を受けた安藤は考えた。訴訟を起こせば一審判決まで数年かかり、小池の議員任期は終わってしまう。弁護士会への人権救済申し立てなら、勧告などの措置が1年以内に出される可能性がある。法的拘束力はないが、法律の専門家集団の意見であれば議会も尊重するのではないかと。そうすれば小池の任期中に代読による議会発言が実現するかもしれない。

アドバイスを受けた小池は04年12月、県弁護士会人権擁護委員会に救済を申し立てた。

議会側はそれまで、代読を認めない具体的な理由を小池に説明してこなかった。人権擁護委のメンバーが議長や議会運営委員長らに事情聴取すると、こんな答えが返ってきた。

「代読は選挙で選ばれていない人が演説することになる」「代読者のパフォーマンスが入り込む」「そのパフォーマンスを利用して次の選挙に立候補する危険性がある」。小池を支援してきた長男の桂(56) 現大学教授IIに言わせると、「荒唐無稽な理由ばかり」だった。

県弁護士会は05年11月、議長と議会運営委員長に対し、議会事務局職員による代読での発言を認めるよう勧告を出す。神奈川県鎌倉市議会など代読を認めている他の議会で弊害が生じたとの報告はなく、「具体的危険性があるとは認められない」と、中津川市議会が挙げる代読拒否の理由を一蹴した。

その上で憲法上の問題点を指摘。すぐにも実現可能な代読を否定し、小池が使用したことのないパソコン(音声変換装置)の利用を強要することは、「議員としての政治的意見表明権の侵害で憲法21条(表現の自由)に反し、健常者との差別結果をもたらすことで憲法14条(法の下の平等)にも反する」と断じた。

さらに小池が声を失った後に再選して以来2年半近く、議会や委員会でも一度も発言できないことは「憲法11条の基本的人権の一つである参政権の侵害を本人のみならず中津川市民にも行っている」と非難。二重三重の憲法違反の指摘を議会側に突き付けた。

「これでようやく終わる」。桂はそう思ったという。

その期待は裏切られる。議会多数派は議会への圧力などを受け止め、勧告にそのまま従う姿勢を見せなかった。議会運営委員会の議論で、「一般質問の最初はパソコンを利用し、再質問のみ代読を認める」という「折衷案」が飛び出すと、その通り決定してしまっただ。

小池は悩んだ。何も発言できないより一部でも認められた代読を受け入れるか。それとも「わがまま」と非難されようとも、全て代読を望む自己決定権を求め続けるか。結論は後者だった。

06年12月、小池は損害賠償を求める訴訟を岐阜地裁に起こす。安藤が小池の代理人になる弁護団への参加を募ると、全国から100人余の弁護士が呼ばれた。被告は市議会を議事機関として置く中津川市と、小池が代読で発言することを保障する決議案に反対した議員と議長の計28人。訴状では、侵害された権利として、岐阜県弁護士会の勧告が指摘した憲法21条、14条に、13条を加えた。「発声障害者がどのような方法で発言するかは、本来、自身自身で決めることであり、外部から押しつけられるものではない。これは幸福追求の権利の一環としての自己決定権として保障される」

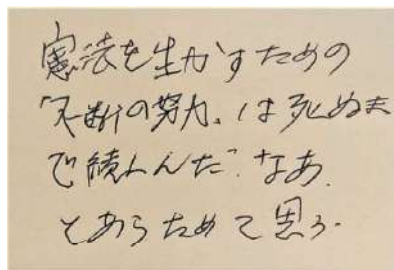
原告弁護団は、法廷での小池の意見陳述や本人尋問について「代読」による発言を申請。裁判所はすんなり許可した。市議会の対応の異常さが浮き彫りになった。

(敬称略)

〈次回は15日に掲載します〉



自宅で取材に応じる小池公夫(左)。メモ用紙に書いた答えを長女木綿子が代読した＝5月中旬、岐阜県中津川市



取材で今の心境を尋ね、小池が書いたメモ

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 83

編集委員 渡辺秀樹

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

「なぜ私だけが、他の議員には課せられない制約の中でしょうか発言が認められないのでしょうか。私も他の議員と同じように議論に参加し、自由闊達に意見を表明したい」

2007年1月、岐阜地裁の法廷。支援者らで埋まった傍聴席からすすり泣きが漏れた。がんの手術で声帯を摘出し、声を失った岐阜県中津川市議(当時)の小池公夫(84)が市議会から代読による発言を拒否され、議会を置く市や代読に反対した議員らに損害賠償を求めた訴訟。小池は第一回口頭弁論で意見陳述に立った。その横には長女木綿子(52) Ⅱ現姓今津Ⅱが並び、小池の手書き原稿を代読した。父の思いを何としても裁判官に伝えたい。木綿子はゆくり大きな声で話せるよう事前にも何度も練習していた。

小池は議会対応の問題点を三つ挙げた。①障害のある当事者の意向を無視して、議会が一方的に決める方法(音声変換機能付きパソコン)でしか発言を認めないのは人権侵害②代読の拒否は議員活動の妨害であり、自分と自分を選んだ市民の参政権の侵害③「小池が使ったことのない」パソコンの使用は新たなバリア(障壁)をもたらし、車いすを求めている肢体障害者に「少しは歩けるように努力しなさい」と松葉うえしか渡さないのと同じ。

用紙7枚にびっしり書かれた文字。木綿子は感情が高ぶるのを必死にこらえ、15分の代読を終えた。

9年の闘い 実った「不断の努力」

中津川市議代読裁判(下)

を認めない理由として挙げたトラブルは何もなかった。

第一回弁論の時点で、小池の議員任期は残り3カ月ほど。最後の3月議会で代読によって発言できるよう小池と弁護団は和解を地裁に申し入れた。しかし、市、議員側は拒否。小池は1600票余を得て7位当選した2期目を一度も質問できないまま引退することになる。

10年9月。地裁(裁判長・内田計一)は前市議となった小池に一部勝訴の判決を出す。「小池がパソコンを使用できないことを知りながらパソコンでの発言を強制したことは議会へ参加する権利参政権を害し、違法」と市に10万円の賠償を命じた。

ただ、最初の一般質問は議会事務局職員がパソコンで事前に打ち込み、再質問のみ職員による代読を認めるという、その後には議会が示した折衷案は「さほど負担を強いるものではなく、参政権を害しない」と訴えを退けた。判決が特に小池や弁護団の反発を招いたのは「議会の運営に関することは、議会及び議長に裁量に委ねられ、障害者である議員の表現の自由や自己決定権が制限されたとしても、参政権侵害などの特段の事情がない限りやむをえない」とした点だ。

小池は「障害者の参政権と自己決定権を認めてもらうまで闘って控訴。一方で判決後、6人の市議が代読を認めなかったことを小池に謝罪。被告から外れ、控訴審の相手市議は22人に減った。

12年5月に出た名古屋高裁判決(裁判長・渡辺修明)。議会がパソコン使用を求める前から「(小池の)発言方法を具体的に審議せず、小池が本会議、委員会での発言を事実上できない状態にし、発言の権利、自由を侵害した」と議会の加害期間を拡大。賠償額を300万円に増やした。

しかし、「自己決定権が憲法上保障されているとしても、地方議会での発言方法は議会の自主性、自律性に委ねられる」と審同様、自己決定権の侵害は認めなかった。

小池は「障害者差別への怒りは多くの人たちに共有され、裁判官にも少しは通じた」と上告せず、市・議員側も上告しなかったため高裁判決が確定。最初に議会での代読を拒否されたから9年に及んだ小池の闘いは終わった。司法が認めなかった議会での発言方法の自己決定権。それは別の形で実現する。

障害者基本法が11年に改正され、小池の事例も参考に「全て障害者は意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と盛り込まれた。14年に制定された中津川市議会基本条例には基本法改正を受けて「障がいのある議員については、本人の意思を尊重し、議会活動を保障します」と明記された。

今回の取材はこと5月中旬、中津川市の自宅で主に木綿子の代読によって行った。判決確定から12年。小池に今、思うことを尋ねると、メモ用紙にこう書いた。

「憲法を生かすための『不断の努力』は死ぬまで続くんだなあと思つて思う」

「不断の努力」は憲法12条に刻まれた精神である。(敬称略)

〈日曜日に掲載します〉